

### 第3回会津若松市入札等に関する有識者会議 議事要旨

#### 【抽出の対象とする案件の報告】

抽出担当の白井委員から、令和元年度の発注工事について、制限付一般競争入札案件から2件、随意契約から1件について抽出した旨、報告があった（資料1）。

#### 【抽出事案に関する説明及び確認】

○No.1 市道門3 - 629号線外改良舗装工事（ゼロ市債）施工課：道路課

入札状況（工事概要、入札参加資格、入札結果等）及び施工時期等の平準化の取組について、事務局より説明（資料2-1、2-2）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
① 本案件の契約締結は、新年度である4月に行っているが、ゼロ市債に該当するのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札公告の実施は、予算執行に当たることから債務負担行為を設定しなければ行うことはできない。</li> <li>・本件工事の契約は4月になったが、前年度中の3月に入札公告を行っており、ゼロ市債による発注である。</li> </ul>
② 無効となったのが内訳書の計算誤りということだが、エクセルソフトを使えば、計算ミスは発生しないのでは。	<p>(例示となる資料を配布)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では、入札参加者に工事費内訳書の各工種の単価など網掛けになっていない白い部分を埋めてもらい入札時に提出を受けるということを行っている。</li> <li>・この例では直接工事費の小計が合っていないことから、意思表示が不明瞭であるとして無効という取扱いをしている。</li> </ul>
③ エクセル様式のフォーマットは市が作成したものか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式は、市がインターネット上に提示しているが、計算式は入れていない。</li> </ul>
④ 工事費内訳書の提出を求めることは国の通達とか何か根拠があるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する指針に基づき、見積能力のない</li> </ul>

<p>⑤ 最終合計が、入札書と異なれば無効とすることも理解できるが、小計誤りまで無効という処理をするのはどうなのかということの一つ議論としてあり得ると思う。同様の事例で、郵便で送るべき書類を宅急便で送ってしまった者を無効とした例を聞いており、今のご時世どちらでもよいのではと感じた。</p> <p>⑥ 単純な計算ミスまで無効とするのが妥当な取り扱いかは疑問に思う。他市の事例も調べてみたらどうか。</p> <p>⑦ 最低制限価格を公表していなくても、予定価格を公表していると、最低制限価格を類推しやすい。今回の抽出事案No.1の応札状況をみると、最低制限価格付近の応札が15者、予定価格付近で利益を最大化しようとする業者による応札が4</p>	<p>不良・不適格な建設業者の参入を排除する観点から、内訳書の提出を求めている。</p> <p>⇒公共工事の入札及び適正化の促進に関する法律第12条に根拠あり</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（抜粋）</p> <p>（入札金額の内訳の提出）</p> <p>第12条 建設業者は、公共工事の入札に係る申し込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。</p> </div> <p>・合計金額だけでなく、しっかりと積算したうえで、応札していただくため、内訳を求めている。計算誤りの内訳書が提出された場合、どこから無効とするかは、個々の発注者の判断によることとなるが、公共の入札では一般的に無効としていると考える。</p>
---	--

<p>者あって2極化している。予定価格事前公表の弊害を表していると考える。</p> <p>⑧ 「門」といった路線名の命名根拠は何か。(座長)</p> <p>⑨ ゼロ市債工事の選定はどのように行っているのか。件数やどういった内容のものにするかなどについて目標や決めがあるのか。それとも優先度の高い工事という理解で良いか。</p> <p>⑩ ゼロ市債工事の方が通常の工事より入札参加者が多いという傾向はあるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内を大きく12地区分けしている。本工事は、門田地区の頭文字の「門」、「3級路線」、「4級路線」ということから命名している。</li> <li>・入札執行部署としては、目標や選定の基準等は示していない。また予算上、ゼロ市債工事は12月補正予算で措置しているが、工事担当課が予算要求し、予算編成作業の中で決定している。</li> <li>・工事施工課としては、優先度の高いという理由もあるが、時期的に施工が可能であるか、例えば農繁期を考慮しながら問題なく施工が可能かという観点も踏まえて選定しているところ。</li> <li>・入札参加者は多い傾向にある。</li> </ul>
--	--

○No.2 公共下水道管理設工事（枝線）第1工区（設計・施工課：下水道施設課）

入札状況（工事概要、入札参加資格、入札結果等）について、事務局より説明（資料3）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
① 「同種工事の施工実績」という要件が設けられているが、初回はどのような形で新規業者の参入が可能になるのか。	・本市では施工実績を公共・民間、また下請元請を問わず認めている。
② 土木工事の場合は、民間工事が少ないのではないか。	・土木一式工事の場合は、主に下請の実績により要件を満たす形になる。
③ 1工区、2工区というように工区を分けているが、何か基準のようなものはあるのか。	・例えば、令和2年度は下水道工事を15か所発注しているが、幹線工事以外の枝線の工事は、発注時期の早いものから番号を付けている。工事個所は、市の下水道施設の計画に基づき、施工しており、主に門田地区をはじめ中心市街地以外の周辺地区の各所で工事を進めている。
④ 会津若松市では、水道管更新はどのようなパーセンテージ、頻度で行われているのか。水道料金と水道管の更新工事はリンクしている。例えば福島市では10年に1回、1パーセントを実施していると聞いている。	・水道管については、上水道施設課が所管して更新を進めているが、今、この場で具体的な数字は持ち合わせていない。

○No.3 下水浄化工場No.2 消化槽攪拌機修理工事（設計・施工課：下水道施設課）

入札状況（入札参加資格、入札結果等）について事務局から、対象器具の概要について下水道施設課より説明（資料4等）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
① 下水浄化工場には、本工事の対象設備以外に修理の請負業者が限定される設備はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水浄化工場には消化槽攪拌機以外にも修理工事等の請負業者が製造元に限定される設備がある。</li> </ul>
② 今回の施工業者に、修理の請負業者が限定される設備は下水浄化工場に他にあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の施工業者が製造元であるため、修理等の請負業者が今回の施工業者に限定される下水浄化工場の設備は、「消化槽攪拌機」以外に、「重力濃縮槽」、「浮上濃縮槽」、及び「ガスタンク」である。</li> </ul>
③ 設備が破損した場合は、必ずメーカーとの随意契約になるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>随意契約になる修繕と随意契約とならない修繕は随時判断しているが、分解修理が必要な場合には随意契約となる可能性が高い。一方、劣化等により丸ごと交換が必要になれば、同様の能力を発揮する設備であれば良いことから、一般競争入札になると考えている。</li> </ul>
④ 予定価格を定める経緯をご説明いただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市において「下水道標準歩掛」に則り、積算を行って予定価格を設定している。</li> </ul>
⑤ 予定価格を超過した場合、何らかの交渉があるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>予定価格超過をしているということで、再度の見積提出を依頼することになる。</li> </ul>
⑥ 入札不調になれば、予定価格を変更するのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常、再見積徴取を2回行う。それでも入札が成立しなければ、設計を見直すこととなる。</li> </ul>

### 【入札及び契約手続の運用状況の報告・確認】

令和2年4月から11月までに契約した工事の入札結果、令和2年8月から11月までの入札参加停止措置の実施状況について報告（資料5、資料6、資料7）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
① くじ引きとなった案件の落札率はどのくらいか。	・今回、10月に2件発生しており、1件目の落札率が90.0%、2件目が87.1%であった。

### 【総合評価方式における失格基準価格の設定】

前回会議において質疑のあった総合評価方式における失格基準価格設定の根拠等に関して説明（資料8）。

質問・意見	回答（要旨）
① 工事費が同一金額の工事があった場合、最低制限価格と調査基準価格は、同一金額になるのか。	・イコールということではないが、同水準となる。
② あまりにも安いと、下請けや労働者にしわ寄せがいく可能性がある。安ければ良いということにはならない。	

### 【予定価格の公表の状況】

国の入札契約適正化法等に基づく実施状況調査のうち、予定価格の公表時期の自治体別の状況について、事務局より説明（資料9）

質問・意見	回答（要旨）
① 会津若松市は、調査上「事前公表及び事後公表の併用」に分類されているとの説明があったが、事後公表としている案件は何か。	・随意契約について事後公表としている。

<p>② 随意契約で予定価格事前公表はないと思う。調査において「全案件予定価格事前公表」と回答している自治体の中にも、随意契約を事後公表としている自治体があるのではないか。</p> <p>③ このような入札監視委員会を設けているのは、私の知る限り、県内では福島県、福島市、郡山市、会津若松市で、志の高い自治体だと思う。その中で会津若松市の場合は、競争性、透明性といった観点から言うと、予定価格を事前公表していることは違和感がある。</p> <p>④ 会津若松市の対応は、総合評価方式の失格基準価格については、国の通知どおりとしている一方で、予定価格の公表時期については、国が推奨する対応としていないのはいかがなものか。</p> <p>⑤ 会津若松市では、予定価格の事前公表をやめようという具体的な検討はしているのか。</p>	<p>・本市の「予定価格事前公表と事後公表の併用」としている回答は、調査元の国に確認したものである。また「全案件予定価格事前公表」と回答している自治体の随意契約の取扱いについては特に把握はしていない。</p> <p>・予定価格の事前公表については、様々な経過、背景があって今日に至っている。これまで2回の（入札等に関する有識者）会議でご意見をいただき、入札制度における大きな論点であると認識している。この間、予定価格の公表時期についても内部で議論して来た。一方で残念ながら、隣町で官製談合事件が発生したことも事実としてある。引き続き皆様のご意見、ご指摘を踏まえて検討したい。</p>
--	---

<p>⑥ 今回の抽出案件で、最低制限価格付近に応札が集中している状況が見られることなどは、予定価格の事前公表が影響していると言わざるを得ない。</p> <p>⑦ この会議の意見集約として、市に対して「予定価格の公表のあり方についての検討」を依頼することとしたい。</p>	<p>・市として重く受け止めさせていただきたい。「予定価格の公表のあり方」について改めて検討していく。</p>
---	---

### 【抽出担当委員の選任】

次回会議において、抽出して確認を行う工事案件の選定を担当する委員として、座長より鳥海委員が指名され、了承された。